

### 特定事業所加算に係る確認書 (訪問介護)

事業所番号	3	4							
事業所名									

#### I 体制要件 (特定事業所加算 (I), (II), (III), (IV), (V) を算定する場合) (年度)

- サービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と訪問介護員等ごとの研修計画を策定し実施すること
- 特定事業所加算 (IV) を算定する場合は、全てのサービス提供責任者ごとに研修計画を策定し実施すること

受講対象者名	研修期間	実施時期	研修の目標	研修の内容

※上記内容に準じた訪問介護員等ごとの研修計画を添付すること

#### 2 利用者情報・留意事項・技術指導を目的とした会議の開催状況

- サービス提供責任者により全ての訪問介護員等が参加する会議を概ね一月に1回以上開催すること (テレビ電話装置等の使用可)

開催頻度	一月当たり		回開催
開催状況	月	日開催	会議の概要 ( )
	月	日開催	会議の概要 ( )
	月	日開催	会議の概要 ( )

※上記内容を記載した別紙の添付でも可

#### 3 サービス提供責任者と訪問介護員等との情報伝達・報告体制の概要

- 利用者情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等により確実に伝達し、報告を受けること


#### 4 健康診断の実施状況

- 全ての訪問介護員等について年に一回以上健康診断を実施すること

実施頻度	一年当たり	回実施
実施日又は実施予定日		

#### 5 緊急時等における対応方法の利用者への明示状況

- 事業所の緊急時等の対応方針、連絡先及び対応時間等を記載した文書を利用者に明示すること


Ⅱ 人材要件（特定事業所加算（Ⅰ），（Ⅱ），（Ⅳ），（Ⅴ）を算定する場合）

※特定事業所加算(Ⅳ)を算定する場合は、「3 常勤のサービス提供責任者名前」のみ記載すること

1 前年度（3月を除く）又は届出月前3カ月の平均による訪問介護員の状況

	( )年度 又は ( )月～ ( )月
訪問介護員等の総数 (A)	(常勤換算) 人
内、介護福祉士の総数 (B)	(常勤換算) 人
内、介護福祉士・基礎研修修了者 ・1級ヘルパーの総数 (C)	(常勤換算) 人
内、勤続年数7年以上の者の総数 (D)	(常勤換算) 人
$(B) \div (A) \times 100$	(30%以上)
$(C) \div (A) \times 100$	(50%以上)
$(D) \div (A) \times 100$	(30%以上)

※勤務形態一覧表を添付すること。

2 サービス提供責任者名前

名 前	実務年数	資格種別	名 前	実務年数	資格種別
	年			年	
	年			年	

※すべてのサービス提供責任者について記載すること。

※実務経験を証する書類（経歴書等）及び資格証・修了証の写を添付すること。

3 常勤のサービス提供責任者名前

○基準により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること

基準上配置すべき常勤のサービス提供責任者の数が2人以下である。	はい ・ いいえ
基準上配置すべき常勤のサービス提供責任者の数	人
名 前	常勤・非常勤の別

※特定事業所加算（Ⅳ）を算定する場合のみ記載すること。

Ⅲ 重度要介護者等対応要件（特定事業所加算（Ⅰ），（Ⅲ），（Ⅳ）を算定する場合）  
前年度（3月を除く）又は届出月前3ヵ月の「利用者数」の状況

	( )年度 又は ( )月～ ( )月
利用者の総数 (A)	人
うち、重度要介護者等※1 (B)	人
うち、重度要介護者等※2 (C)	人
$(B) \div (A) \times 100$	% (20%以上)
$(C) \div (A) \times 100$	% (60%以上)
利用回数の総数 (D)	回
うち、重度要介護者等※に係る利用回数 (E)	回
$(E) \div (D) \times 100$	% (20%以上)

※1 要介護4・5及び認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者並びにたんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養）の行為を要する利用者

※2 要介護3・4・5及び認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者並びにたんの吸引等（口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養及び経鼻経管栄養）の行為を要する利用者

注「利用者数」又は「利用回数」でいずれかが20%以上であること。

（注意事項）

①前年度の実績が6月に満たない事業所は、届出月前3ヵ月間の平均の状況で作成すること。

（3月に届出を行う場合は、12月、1月、2月の平均）

②3ヵ月間の平均で届出を行った場合は、届出月以降においても直近3ヵ月間の職員又は利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持する必要がある。その割合については、毎月記録するとともに、所定の割合を下回った場合には、加算の取り下げを行うこと。